

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算では、款1. 議会費では、香川人権研究所会費2万円、款3. 民生費では、人権同和施策事業費として343万7,742円、款10. 教育費では、人権同和教育事業費151万2,164円の計496万9,906円が支出され、決算をされております。

同和問題は、日本社会の歴史的経緯の課程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が日常生活の上で差別を受けるなどを行っている我が国特有の人権問題であります。

世界と日本の状況の中で、部落問題は基本的に解決過程にあると言える状況に到達をしております。

しかし、それに逆行して昨年12月「部落差別解消推進法」が成立しました。その背景として、部落問題解決の過程の現状が一般国民に十分理解されていない状況も利用し、市民と野党の共闘にくさびを打つ狙いもあると指摘されております。

市民運動が広がる中で社会の分裂、分断、非和解を助長する動きも激しくなりつつあり、個人の尊厳を保障する社会への前進に関わる理論的、実証的探求が重要になってきております。

この部落差別解消推進法は、法案提出の「理由」には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じ

ていることを踏まえ」「日本国憲法の理念にのっとり」「部落差別のない社会を実現する為」「基本理念を定め」と記されています。

一見もっともな内容のようですが、部落問題の主たる属性は、封建的身分の残存です。

忌避と侮蔑及びそれに伴う貧困を克服し、「部落」と「部落」外の人々が地域や全国で融合することが、部落問題解決の道筋であり、その基礎的条件は、新憲法制定を初めとする戦後改革で成立したわけであります。

そして50年代半ばからの民主主義の高揚と高度経済成長と社会構造の変化により、「部落」の人々雇用が促進され、地域の閉鎖性が打破され「部落」内外の障壁の崩壊が進み、様々な格差が縮小し、居住や結婚の自由も拡大したわけであります。

部落問題の解決は、高度経済成長政策の行き詰まりやバブル経済の崩壊後の国民一般の犠牲強化の中でも、不可避的に前進し、今日、部落差別は基本的には解決したと言える段階に到達しつつあるような状況であります。

インターネットによる匿名の人権障害が増加する傾向が見えますが、しかしそれは主として経済的格差を拡大させている人間軽視の国政に起因する状況であると思われます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、時代錯誤であり、部落問題に新たな障壁を作り出すものであり、元々部落問題は、近代社会への移行の際に徹底した民主主義が実現せず、社会の仕組みに前近代的なものが再編成された結果、新たに生み出され残されてきた問題であります。

部落問題の解決された状態とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作り出されること、③部落差別に関わって部落住民の生活態度、習慣にみられる歴史的後退性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯、融合が実現することであり、特に重要な点は、差別事象が起きてからそれを問題化して取り上げるのではなく、常日頃から部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況を積極的に作り出していくことを打ち出すこと。

その結果、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなり、新たに部落問題に関心を寄せる若い世代も急速に減少することになりましたが、この事実は部落問題解決の著しい前進とともに喜ばしいことと評価できるものであります。

したがって、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算での計496万9,906円は、①台風18号による床上浸水83軒、床下浸水192軒の被害にあ

われた町民の方への災害支援金や費用として使うべきものであり、②離島住民の皆さん方への生活支援金や要望実現のために使うべきであり、③教育行政における現場教師職員の職場、勤務改善や教職員の増員に使うべきものであり、私は改善すべき点があるので反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。